

軍用外来機飛来及び嘉手納基地旧海軍駐機場の使用に対する意見書

平成30年5月30日と6月8日に米国アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属のステルス戦闘機F-22Aラプター、計14機の外来機が約1ヶ月間の予定で飛来した。

去った5月5日にF-35A12機が嘉手納基地を離れた矢先の暫定配備及び県内周辺での訓練は、常態化はもちろんのこと、町民及び県民の生活に及ぼす影響は計り知れず、外来機の飛来・訓練は到底容認できない。

通告も約2時間半前と地元軽視であり、暫定配備後の騒音レベルの高さや発生回数の倍増に苦情が殺到し、近隣自治体等の配備撤回の要請を一顧だにしない日米両政府の姿勢は断じて許されない。また、F-15戦闘機が墜落した翌日も変わることなく早朝から爆音をまき散らす訓練は、県民の我慢の限界を超えている。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛来による被害の増加は明確に示されており、看過できない。

また、嘉手納基地における旧海軍駐機場移転は、騒音や排気ガス等の周辺住民への負担軽減を目的に平成8年のSACO最終報告「騒音軽減イニシアティブの実施」に盛り込まれ、昨年1月末に20年余の年月を経て全機が新駐機場に移転したが、去った6月4日には、これまで同様に使用され、明白なSACO合意違反である。

地域住民が日常的に航空機被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、本質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機の訓練を即時中止させ、飛来・暫定配備をさせないこと。
- 2 騒音防止協定を遵守させ、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施させ、機能移設・訓練移転を図らせること。
- 4 旧海軍駐機場は即時撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長